廃棄物処理業務仕様書

本業務は、吹田市立岸部市民センター、吹田市立豊一市民センター、吹田市立千里丘市民センター及び吹田市立山田ふれあい文化センター(以下、「センター」という。)から排出される廃棄物を適正に処理することを目的とする。

1 対象となる一般廃棄物並びにその処分方法は次のとおりとする。

種類	処理方法
燃焼ごみ	吹田市資源循環エネルギーセンターへ運搬し、処理すること。
資源ごみ	再資源化すること。
その他のごみ	関係法令に従い、受託者が責任をもって処理すること。

2 ごみの収集場所及びその周囲の清潔保持に努めること。

3 収集運搬車は原則として有蓋車を使用し、無蓋車による場合は運搬中必ず車両にシートを被せ、ごみが飛散しないようにすること。

4 収集運搬に際しては、必ず2人以上乗車し、車両の運行及び管理について細心の注意を払うこと。

5 当業務の実施にあたっては、関係法令を順守しなければならない。